

免税事業者様へのお知らせ 令和8年度税制改正に伴う 代金お支払変更について

【インボイス制度に伴い「代金お支払変更についての合意覚書」を
ご提出いただいているお取引先様へのご案内です】

2023年（令和5年）10月にインボイス制度が導入されてから、3年ほどが経過しようとしています。
制度導入にあたっては、スムーズな制度移行と税負担の急激な増加への対応が課題とされていました。

● 経過措置が設けられた背景

インボイス制度導入後は、免税事業者からの仕入について、原則として仕入税額控除ができなくなる
ことから、免税事業者を取引先から排除する動きが懸念されていました。

これに対応（取引価格の交渉や、インボイス発行事業者の登録検討のための期間的な猶予、および
仕入税額控除できなくなる金額の激変緩和）するため、インボイス制度開始後3年間は、免税事業者
からの仕入であっても消費税額の80%の仕入税額控除を認める「経過措置」が設けられました。

「経過措置」により仕入税額控除が認められる80%という割合は、2026年10月以降は50%に
引き下げ、2029年10月以降は仕入税額控除が認められなくなる予定でした。

● 令和8年度税制改正の内容

令和8年度税制改正では、小規模な事業者への配慮として更なる激減緩和を図る観点から、この仕入
税額控除割合の縮小をなだらかにしつつ、2031年9月まで延長されることになりました。

具体的な経過措置の見直し内容は以下の表のとおりです。

期 間	改 正 前	改 正 後
2023年10月～2026年9月	80%控除	80%控除
2026年10月～2027年9月	50%控除	70%控除
2027年10月～2028年9月		50%控除
2028年10月～2029年9月		
2029年10月～2030年9月	控除不可	30%控除
2030年10月～2031年9月		控除不可
2031年10月～		

●経過措置変更後のお支払金額について

当社からの、「代金お支払変更についての合意覚書」をご提出いただいているお取引先様へのお支払額は、その合意覚書に記載の適用期間および軽減率に関わらず、以下の改正経過措置に基づいて算出した金額をお支払させていただきます。

- 2023年10月1日から2026年9月30日まで
消費税抜きの商品代金に消費税相当額の80%を加えた金額
- 2026年10月1日から2028年9月30日まで
消費税抜きの商品代金に消費税相当額の70%を加えた金額
- 2028年10月1日から2030年9月30日まで
消費税抜きの商品代金に消費税相当額の50%を加えた金額
- 2030年10月1日から2031年9月30日まで
消費税抜きの商品代金に消費税相当額の30%を加えた金額
- 2031年10月1日以降
消費税抜きの商品代金

適格請求書発行事業者登録のお願い

2023年（令和5年）10月にインボイス制度が導入された際より、免税事業者様には、適格請求書発行事業者（インボイス事業者）への登録をお願いしています。

インボイス事業者への登録にあたっては、「2割特例」（2026年度まで適用可能）、「3割特例」（2027年度・2028年度に適用可能）、および「簡易課税制度」の活用で、消費税納税額を抑えることができますので、積極的なご活用をいただきたく、ご案内させていただきます。

「代金お支払い変更の合意覚書」をご提出いただいているお取引様におかれましても、引き続き、インボイス事業者への登録をご検討いただき、ご登録が完了した場合には、弊社宛にご連絡を下さいますよう、お願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

イオンディライト株式会社 グループ財務経理部

MAIL zaimu-mbox@aeondelight.jp